

SC2

あなたの年齢をお知らせください。

 歳

SC3

あなたのお住まい(都道府県)をお知らせください。

 ▼

次へ

0

50

100(%)

SC3_2

あなたのお住まい(市町村)をお知らせください。

- | | | | | | |
|----|-----------------------|------|----|-----------------------|------|
| 1 | <input type="radio"/> | 津市 | 16 | <input type="radio"/> | 東員町 |
| 2 | <input type="radio"/> | 四日市市 | 17 | <input type="radio"/> | 菰野町 |
| 3 | <input type="radio"/> | 伊勢市 | 18 | <input type="radio"/> | 朝日町 |
| 4 | <input type="radio"/> | 松阪市 | 19 | <input type="radio"/> | 川越町 |
| 5 | <input type="radio"/> | 桑名市 | 20 | <input type="radio"/> | 多気町 |
| 6 | <input type="radio"/> | 鈴鹿市 | 21 | <input type="radio"/> | 明和町 |
| 7 | <input type="radio"/> | 名張市 | 22 | <input type="radio"/> | 大台町 |
| 8 | <input type="radio"/> | 尾鷲市 | 23 | <input type="radio"/> | 玉城町 |
| 9 | <input type="radio"/> | 亀山市 | 24 | <input type="radio"/> | 度会町 |
| 10 | <input type="radio"/> | 鳥羽市 | 25 | <input type="radio"/> | 大紀町 |
| 11 | <input type="radio"/> | 熊野市 | 26 | <input type="radio"/> | 南伊勢町 |
| 12 | <input type="radio"/> | いなべ市 | 27 | <input type="radio"/> | 紀北町 |
| 13 | <input type="radio"/> | 志摩市 | 28 | <input type="radio"/> | 御浜町 |
| 14 | <input type="radio"/> | 伊賀市 | 29 | <input type="radio"/> | 紀宝町 |
| 15 | <input type="radio"/> | 木曾岬町 | | | |

次へ

0

50

100(%)

都市公園の利用ニーズ等について

A1

今回のアンケートは、いずれも中規模以上の公園(例えば、ダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)など)を念頭にお答えください。

あなたがよく利用する公園で不満を感じることを教えてください。(3つまで)

- 1 トイレ環境(洋式化、清掃状況など)
- 2 芝地や植栽などの植物管理
- 3 雑草の多さ
- 4 駐車場環境(駐車台数の少なさ、駐車マスの狭さなど)
- 5 花の少なさ
- 6 利用者マナーの悪さ
- 7 遊具(種類の少なさ、設置数など)
- 8 休憩スペースの少なさ
- 9 開催イベントの回数、内容
- 10 その他

次へ

0

50

100(%)

A2

あなたが最も公園に求める機能は何ですか？
当てはまるものを1つ選んで下さい。

- 1 賑わい(催し開催)の場
- 2 スポーツ、健康づくりの場
- 3 散策や憩いの場
- 4 緑や花、自然を楽しむ場
- 5 子供が安心して遊べる場
- 6 災害時の拠点の場
- 7 その他

次へ

0

50

100(%)

A3

あなたが公園で実施して欲しいと思うイベントや催しを教えてください。(3つまで)

- 1 フリーマーケットやマルシェなど買い物を楽しむイベント
- 2 キッチンカーや屋台の出店など飲食を楽しむイベント
- 3 音楽イベント
- 4 公園の自然を楽しむイベント(観察会など)
- 5 フォトコンテスト
- 6 子育て世代向けイベント
- 7 その他

次へ

0

50

100(%)

A4

あなたが公園に欲しいと思う機能やサービスを教えてください。(3つまで)

- 1 カフェなどの飲食施設
- 2 パンや花などの物販施設
- 3 日除けスペース
- 4 屋内型アクティビティ
- 5 遊具等の貸出サービス
- 6 フォトスポット
- 7 園内ガイドツアー
- 8 キャンプ場
- 9 バーベキュー施設
- 10 アスレチック施設
- 11 ドッグラン
- 12 ボール遊びができるエリア
- 13 清潔なトイレ
- 14 その他

次へ

0

50

100(%)

A5

いま、カフェなどの収益施設(サービス対価として利用者から料金をいただく施設)を公募して公園内に設置し、その収益を活用して公園のサービス向上につなげる取組(Park-PFI)が全国的に進められています。

このような取組に対して、どう思いますか？

最も当てはまるものを1つ選んで下さい。

- 1 収益施設の導入を進め、施設の充実や管理水準の向上につながるべき
- 2 公園内への収益施設の導入は行わず、現状維持に努めるべき
- 3 その他

次へ

0

50

100(%)

A6

あなたが公園で行われるボランティア活動等に参加するとしたら、どのような活動に参加してみたいと思いますか?(2つまで)

- 1 花壇整備
- 2 園内清掃
- 3 イベントの企画や運営
- 4 子どもの見守り
- 5 園内ガイドツアーの案内役
- 6 公園活性化のための協議体構成員
- 7 その他

次へ

0

50

100(%)

A7

あなたは新型コロナウイルス感染症の影響によって、公園の利用の仕方に変化はありましたか?(2つまで)

- 1 遠出をしない代わりによく利用するようになった(利用が増えた)
- 2 身近な自然の良さに気づいて利用するようになった(利用が増えた)
- 3 健康への関心が高まって利用するようになった(利用が増えた)
- 4 公園の利用中に手洗いをこまめにするようになった
- 5 遊具などに触ることを控えるようになった
- 6 公園を利用しなくなった
- 7 特に変化はない

次へ

0

50

100(%)

A8

公園を活性化させるためにあなたが必要だと思う取組は何ですか?(2つまで)

- 1 PRの充実
- 2 飲食やアトラクションなど民間施設の誘致
- 3 ボランティア活動の充実
- 4 ゾーニング(利用目的に応じた区分け)
- 5 イベントの充実
- 6 DXの導入
- 7 その他

次へ

0

50

100(%)

A9

三重県県土整備部では、「北勢中央公園」「ダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)」「亀山サンシャインパーク」「県庁前公園」「大仏山公園」「熊野灘臨海公園」の6つの県営都市公園を管理・運営しています。

これらの公園に関して、新しい取組や効率的な管理運営の方法などについて、御意見はありますか？

- 1 あり
- 2 なし

次へ

0

50

100(%)

A10

A9で「あり」とお答えいただいた方について、ご意見を自由にお書きください。

次へ

0

50

100(%)

続いて、三重の森林づくりについて

(B1 三重の森林づくりについて 1)

B1

三重県で行われている、森林・林業のさまざまな施策に関する、あなたの関心度についてお聞きします。

三重県では、森林の有する多面的機能(土砂流出防止、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等)が持続的に発揮されるよう、市町や森林組合等と連携しながら、計画制度や届出制度による適正な森林管理の推進、間伐等による適切な森林整備に取り組んでいます。

あなたは、この施策について、どのくらい関心がありますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 関心がある
- 2 どちらかといえば関心がある
- 3 どちらかといえば関心がない
- 4 関心がない

次へ

0 50 100(%)

(B2 三重の森林づくりについて 2)

B2

三重県では、林業生産活動の持続的な発展による森林資源の循環利用を図るため、生産性の向上や木材の安定供給体制の構築、担い手の育成や確保、県産材の利用促進に取り組んでいます。

あなたは、この施策について、どのくらい関心がありますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 関心がある
- 2 どちらかといえば関心がある
- 3 どちらかといえば関心がない
- 4 関心がない

次へ

0

50

100(%)

(B3 三重の森林づくりについて 3)

B3

三重県では、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育および学習の場であることから、森林の魅力を生かした観光誘客や情報発信、森林・林業に関する学習機会の提供と指導者の育成に地域と連携して取り組んでいます。

あなたは、この施策について、どのくらい関心がありますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 関心がある
- 2 どちらかといえば関心がある
- 3 どちらかといえば関心がない
- 4 関心がない

次へ

0

50

100(%)

(B4 三重の森林づくりについて 4)

B4

三重県では、森林の恩恵は県民の誰もが享受する財産であり、森林を社会全体で支える環境づくりを進める必要があることから、県民やNPO、企業等による森林づくりや木づかい活動の促進、それらの促進につなげるための意識醸成等に取り組んでいます。

あなたは、この施策について、どのくらい関心がありますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 関心がある
- 2 どちらかといえば関心がある
- 3 どちらかといえば関心がない
- 4 関心がない

次へ

0 50 100(%)

(B5 三重の森林づくりについて 5)

B5

林業などを通じて森林を適正に管理し、健全な森林を将来に残すためには、多くの方が森林と私たちの暮らしの関わりを理解し、森林保全に関わったり、木材を利用したりすることが大切です。

あなたは、森林・林業についての理解を深めるために、どのような方法が有効だと思いますか。

あてはまるものをすべて選んでください。 (いくつでも)

- 1 幼児期から森林などに親しむ野外体験
- 2 小中学校における森林のはたらきなどを学ぶ森林教育
- 3 県や市町が主催する森林公園や里山等における自然観察会
- 4 乳幼児期から県産材に親しむための玩具などの配布
- 5 小中学校における県産材を使った木工体験
- 6 森林公園など、森林に親しめる場所を使いやすくするための取組(歩道やベンチの整備など)
- 7 幼稚園や保育園、小中学校、図書館、公民館など、身近な公共施設における県産材の利用(内装木質化、木の家具や遊具の設置など)
- 8 森林・林業に関する講演会
- 9 林業従事者の収入安定化、森林所有者への利益還元
- 10 その他
- 11 いずれも有効だと思わない

次へ

0

50

100(%)

(B6 「みえ森と緑の県民税」について 1)

B6

三重県では平成26年から「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、「みえ森と緑の県民税」を導入し、個人は年額1,000円、法人は資本金額に応じた県民税均等割の10%相当額(年額2,000円～80,000円)を納めていただいています。

この「みえ森と緑の県民税」を活用して、県では災害に強い森林づくりに取り組むとともに、市町が人家裏や通学路沿いの暮らしに身近な危険木の伐採、教育現場への木製備品の導入等地域に密着した取組を行っています。

あなたは、「みえ森と緑の県民税」をご存じですか。

《みえの森と緑の県民税》

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/74681015390.htm>

- 1 知っている
- 2 知っているが詳しい内容までは知らなかった
- 3 知らない

次へ

0 50 100(%)

(B7 「森林環境譲与税」及び「森林環境税」について 1)

B7

温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、令和元年度から全国の市町村や都道府県に対し、「森林環境譲与税」が国から譲与されており、市町においては主に森林の公的な管理をはじめとする森林整備等に、県は森林整備を実施する市町の支援や林業人材の育成等に取り組んでいます。なお、当譲与税の財源として、令和6年度からは個人の方に森林環境税として年間1,000円をご負担いただくことになっています。あなたは、「森林環境譲与税」及び「森林環境税」をご存じですか。

《森林環境譲与税(林野庁ホームページ)》

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html#t1

《森林環境譲与税(三重県ホームページ)》

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700094.htm>

- 1 知っている
- 2 知っているが詳しい内容までは知らなかった
- 3 知らない

次へ

0 50 100(%)

(B8 「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」との棲み分けについて 1)

B8

三重県では県土の2/3を占める森林を適切に管理・保全していくため、市町と連携し、皆様から頂いた貴重な財源である「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」について、用途を棲み分けたくうえで双方を有効に活用しながら、森林・林業に関する施策を進めているところです。

あなたはこのことについてどう思いますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 両税を有効に活用して、下記(A)(B)両方の取組を総合的に進めるべきだ
- 2 「森林環境譲与税」のみを活用して、下記(A)(B)両方の取組を進めるべきだ
- 3 「みえ森と緑の県民税」のみを活用して、下記(A)(B)両方の取組を進めるべきだ
- 4 その他

送信

0

50

100(%)

現在位置： [トップページ](#) > [観光・産業・しごと](#) > [森林・林業](#) > [みんなで支える森林づくり](#) > [みえ森と緑の県民税](#) > [みえ森と緑の県民税とは](#) > [みえ森と緑の県民税](#)

担当所属： [県庁の組織一覧](#) > [農林水産部](#) > [みどり共生推進課](#) > [みどり推進班](#)

いいね!

シェアする

ツイート

LINEで送る

みえ森と緑の県民税

トピックス

[みえ森と緑の県民税とは](#)[県の事業](#)[市町の事業](#)[県・市町の連携事業](#)[評価制度](#)[導入経緯と見直し](#)

三重の農林水産業：三重の森林づくり

三重の森林づくり

みえ森と緑の県民税

森林には、きれいな水を貯える機能や地球温暖化の防止、県土の保全、癒しや健康増進など、私たちが健康で快適な生活を送るために欠かすことのできない大切な働きがあります。

しかし、山村地域の過疎化や林業の不振などにより手入れが不足した荒廃森林が増えています。異常気象が増加していることも考え合わせると、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられます。

そこで県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、「みえ森と緑の県民税」を平成26年4月1日から導入しました。



画像をクリックするとプロモーション動画（4分24秒Ver.）のリンク先へ移動します。



画像をクリックするとプロモーション動画（30秒Ver.）のリンク先へ移動します。

[「みえ森と緑の県民税」を紹介した印刷物と動画](#)

みえ森と緑の県民税を活用した取組について

県と市町が、「2つの基本方針と5つの対策」に沿って、みえ森と緑の県民税を活用した取組を行います。

基本方針1「災害に強い森林づくり」では、2つの対策「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」と「暮らしに身近な森林づくり」を進めます。

基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」では、3つの対策「森を育む人づくり」「森と人をつなぐ学びの場づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を進めます。

主な取組は、次のとおりです。

令和5年度みえ森と緑の県民税を活用した取組

県で取り組む事業

●流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備

近年の山地災害に見受けられる流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする渓流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を進めます。

- ・豪雨時等に流出する恐れのある危険木を除去します。
- ・過密な森林の立木密度を下げて、樹幹の肥大成長、根系の発達等により樹木の抵抗機能、支持機能を向上させ、流下する流木や土砂の捕捉・堆積を促進するとともに、倒木や土砂等の渓流への流入・流出を抑制します。

整備前

崩壊土砂流出
危険地区の渓流



整備後

伐倒木を利用した
土砂止の殺菌:
地表を濡れる水を
分解して養分の蓄





災害緩衝林整備事業の概要

令和5年度に事業実施を予定している箇所の一覧表

- ・災害緩衝林整備事業の効果等を確認できるガイドラインを以下のとおり作成しましたのでご覧ください。

「災害に強い森林づくり」の評価のためのガイドライン

「災害に強い森林づくり」の評価のためのガイドライン 概要版

●土砂・流木の除去

「崩壊土砂流出危険地区」内の治山施設等に異常堆積して流出する恐れのある土砂や流木を除去します。

土砂・流木緊急除去事業の概要

令和5年度に事業実施を予定している箇所の一覧表



●災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

平成26年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

平成27年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

平成28年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

平成29年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

平成30年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

令和元年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

令和2年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

令和3年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

●森林情報基盤整備事業

航空レーザ測量を実施して、詳細な森林資源情報を把握することで、効率的な森林管理を促進するとともに、制度の高い3次元地形データを取得して、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することで、災害に強い森林づくりを効果的に進めます。

また、航空レーザ測量によって把握できる尾根、谷等の詳細な地形や林相界等の情報を森林クラウドにより市町と共有することで、市町による森林の適正な管理の実行につなげます。

森林情報基盤整備事業について

●森林教育体制整備事業

森林教育イベントの開催や、みえ森林教育ビジョンを実現するための森林教育プログラムの開発支援や、子どもたちが主体的に学ぶプログラムを実践するための自然環境キャンプの指導者養成等を行います。

また、常設型の森林教育施設（みえ森林教育ステーション）の認定を行います。

●みえ森づくりサポートセンター運営事業

みえ森と緑の県民税市町交付金事業等により学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、指導者育成を行うほか、広域的・総合的なサポートを行います。

みえ森づくりサポートセンターのホームページ <http://www.zc.ztv.ne.jp/miemori/>

●森林教育施設整備事業

多くの県民がいつでも森林教育が体験できる活動フィールドや木製遊具などが常設された施設を整備します。また、これら施設を森林教育指導者の活躍の場として活用するなど、ソフト面でも充実を図ります。

●生物多様性推進事業（平成31年度事業名：森里川海つながり推進事業）

企業、NPO等自然環境保全団体等が個々に行っている野生生物の生息状況調査及び生物多様性保全活動をネットワーク化することで、森林環境教育の推進や森林の多面的機能の一つである生物多様性の保全を行い、地域の身近な水と緑の環境づくりを推進します。

●森林とふれあう自然公園環境整備事業

県民が森林や緑と親しめるよう、NPOや団体、市町等が自然公園の園地や東海・近畿自然歩道、大杉谷登山歩道等を活用して実施している、あるいは実施を予定している、森林と親しむ森林環境教育セミナーやガイドツアー等の取組をブラッシュアップします。

また、そのフィールドとなっている自然公園の園地や自然歩道等において、危険な箇所でのルートの見直しを含め、活用されている施設の安全点検を行うとともに、きめ細かいサイン標識や説明看板の設置、歩道の階段や転落防止柵等の改修などを行います。

市町で取り組む事業

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開します。事業内容は「2つの基本方針と5つの対策」に沿って市町が決定します。

この交付金には、「基本枠」「連携枠」「加算枠」「防災枠」4つの配分枠があります。

第1期（平成26年度から平成30年度）みえ森と緑の県民税市町交付金事業

● 第1期 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

第2期（令和元年度から令和5年度）みえ森と緑の県民税市町交付金事業

● みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠・加算枠）事業

森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等とパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となる市町が、市町交付金を活用することで、地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開します。

●みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業：流域防災機能強化対策事業

山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷の凹地形周辺や、土壌浸食のおそれがある溪流沿いの森林において、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施し、流域の防災機能の強化を図ります。

[流域防災機能強化対策事業の概要](#)

●みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業：森林再生力強化対策事業

森林所有者等が行う新植地等への獣害防止施設等の整備や市町が行うICT等の新たな技術を用いた二ホンジカの捕獲等を支援し、森林が有する土砂流出防止等の公益的機能の高度発揮を図ります。

[森林再生力強化対策事業の概要](#)

●みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業の取組実績

[令和元年度みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業取組実績一覧](#)

[令和2年度みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業取組実績一覧](#)

[令和3年度みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業取組実績一覧](#)

[令和4年度みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業取組実績一覧](#)

●災害からライフラインを守る事前伐採事業（みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）事業）

市町がライフライン事業者及び県と締結する協定に基づき、台風等の倒木によりライフラインを寸断する恐れのある樹木を事前に伐採します。

[災害からライフラインを守る事前伐採事業の概要](#)

[令和2年度災害からライフラインを守る事前伐採事業取組実績一覧](#)

[令和3年度災害からライフラインを守る事前伐採事業取組実績一覧](#)

[令和4年度災害からライフラインを守る事前伐採事業取組実績一覧](#)

みえ森と緑の県民税を活用した取組の評価について

みえ森と緑の県民税を活用した取組の実績等について県民の皆さんに対して明らかにすることが重要です。このため、実施後の評価等について調査審議する機関として、第三者から構成される「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置しています。

[みえ森と緑の県民税評価委員会](#)
[みえ森と緑の県民税基金事業の評価・提言](#)

みえ森と緑の県民税関連条例

[みえ森と緑の県民税条例（平成25年3月29日公布）](#)
[みえ森と緑の県民税基金条例（平成25年3月29日公布）](#)
[みえ森と緑の県民税評価委員会条例（平成26年7月17日公布）](#)

みえ森と緑の県民税の経緯

[みえ森と緑の県民税の施行状況の検討](#)
[みえ森と緑の県民税の導入](#)
[みえ森と緑の県民税の導入に向けた周知の取組](#)
[みえ森と緑のきずな税（仮称）の導入](#)
[森林づくりに関する税検討委員会](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 農林水産部 みどり共生推進課 みどり推進班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁6階）
電話番号：059-224-2513 ファクス番号：059-224-2070 メールアドレス：midori@pref.mie.lg.jp

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください


| | | | |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| お求めの情報は充分掲載されていませんか？ | <input type="radio"/> 充分だった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 足りなかった |
| このページの内容や表現は分かりやすかったですか？ | <input type="radio"/> 分かりやすかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 分かりにくかった |
| この情報はすぐに見つけられましたか？ | <input type="radio"/> すぐに見つかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 時間がかかった |

送信する

ページID：000023602

[このページのトップへ](#)

[リンク・著作権・免責事項・ダウンロード](#) [個人情報保護ポリシー](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [サイトに関するご意見・お問い合わせ](#)

 **三重県庁** 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁電話案内：[059-224-3070](#) 法人番号5000020240001

[県庁案内](#)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

[林野庁について](#)[お知らせ](#)[政策について](#)[申請・お問い合わせ](#)[国有林野情報](#)[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [森林環境税及び森林環境譲与税](#)

森林環境税及び森林環境譲与税

- [1 森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨](#)
- [2 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み](#)
- [3 森林環境税譲与税の取組状況 **New**](#)
- [4 森林環境税譲与税に関する広報・情報提供 **New**](#)
- [5 森林環境税及び森林環境譲与税関係法令等](#)

1 森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

[\(参考\) 森林環境税を巡る経緯](#)

2 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

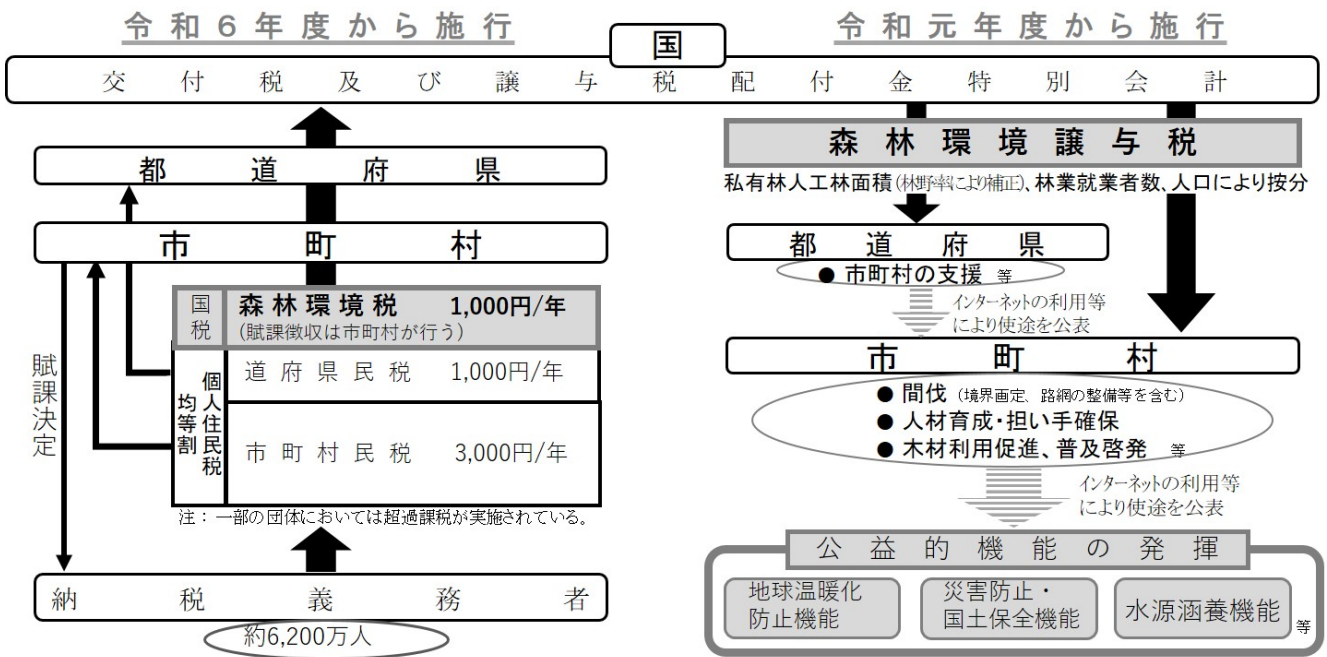
「森林環境税」は、令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

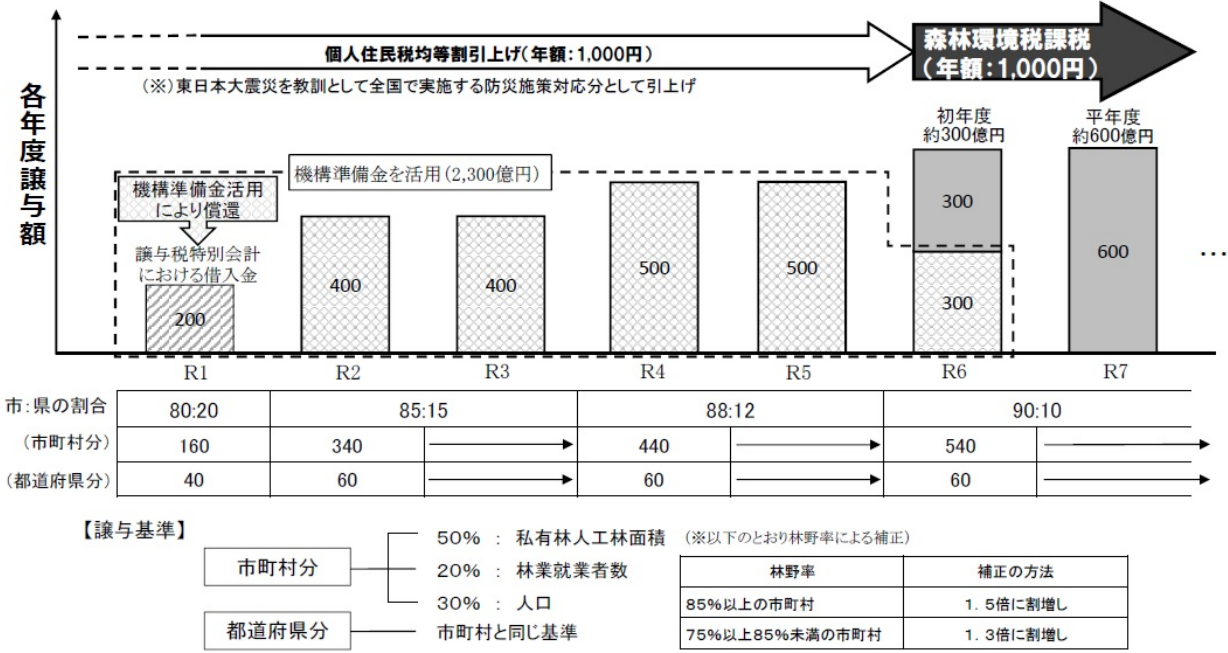
また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



3 森林環境譲与税の取組状況

(1)全国における取組状況

【B7掲載資料-1】

森林環境譲与税は、令和3年度には、総額約400億円（市町村340億円、都道府県60億円）が譲与されています。

（市町村の取組状況）

森林整備関係の取組を中心として、取組市町村数、活用額ともに増加しています。（活用額：令和元年度65億円、2年度163億円、3年度217億円、4年度（予定）405億円）

また、間伐等の森林整備が、令和元年度の約5倍となる約30.8千ha実施されるなど、着実に取組が進展しています。

令和4年度には、さらなる活用が見込まれます。

（都道府県の取組状況）

全ての都道府県において、市町村に提供する提供する各種情報の精度向上・高度化、県レベルの事業支援団体の運営支援、アドバイザーの派遣、市町村職員の研修などの市町村支援の取組が実施されました。

また、全体の9割に当たる都道府県が林業の担い手対策に、6割に当たる都道府県が木材利用・普及啓発に取り組みました。

[令和3年度の取組状況\(PDF：2,593KB\)](#)

[令和2年度の取組状況\(PDF：3,472KB\)](#)

[令和元年度の取組状況\(PDF：2,760KB\)](#)

(2)取組事例集

森林環境譲与税を活用した取組を収集し、取組事例集を作成して公表しています。

令和3年度は、市町村の事例として93事例（森林整備：58事例、人材育成・確保：15事例、木材利用・普及啓発：20事例）、都道府県の事例として102事例（市町村支援：59事例、人材育成・確保：28事例、木材利用・普及啓発：15事例）を掲載しています。

それぞれの事例集には、詳細な使途別に検索しやすいよう、使途の分類による早見表が付いています。

[令和3年度の取組事例集（市町村）\(PDF：8,616KB\)](#)

[令和3年度の取組事例集（都道府県）\(PDF：11,911KB\)](#)

[令和2年度の取組事例集\(PDF：10,545KB\)](#)

[令和元年度の取組事例集\(PDF：15,018KB\)](#)

(3)地方公共団体別の取組状況

森林環境譲与税の使途については、市町村等は、インターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

以下の資料では、全ての都道府県と市町村について、森林環境譲与税の使途を公表しているURLを一覧表にまとめています。

[使途公表URL一覧（令和3年度）\(EXCEL：212KB\)](#) New

[使途公表URL一覧（令和2年度）\(EXCEL：303KB\)](#)

[使途公表URL一覧（令和元年度）\(PDF：862KB\)](#)

4 森林環境譲与税に関する広報・情報提供

(1)政府広報

「森にある暮らしを守る！森林環境税」が、令和5年7月23日に政府広報ラジオ番組において放送されました。

森林整備の重要性と森林環境譲与税を活用した取組を紹介し、放送内容は政府広報オンラインのホームページ内で1年間配信されています。

[こちら](#)（政府広報オンラインホームページへのリンク） New

(2)森林環境譲与税等のPRパンフレット（森林を活かすしくみ）・パネル

森林環境税・森林環境譲与税及び森林経営管理制度の仕組みや市町村の取組事例を紹介するパンフレット「森林を活かすしくみ」（A3判、両面刷り用）を作成しました。

[森林環境譲与税パンフレット「森林を活かすしくみ」\(PDF：786KB\)](#)

森林環境譲与税と森林経営管理制度に関する一般向け説明用パネル（A1判、10枚組）を作成しました。

【B7掲載資料-1】

森林環境譲与税と森林経営管理制度の案内パネル (PDF: 4,743KB)



(3) 地方公共団体における広報の取組事例集

自治体における森林環境譲与税の広報の取組について、市町村の取組を中心に、特徴的な事例を紹介した事例集を作成しました。本事例集では、使途公表ホームページの工夫や広報誌の活用等の取組について、市町村は49事例、都道府県は3事例掲載しています。

[森林環境譲与税に関する広報－自治体における取組事例－ \(PDF: 17,767KB\)](#) New

(4) 森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例

林野庁と総務省は、令和4年6月に、これまで各市町村が森林環境譲与税を活用して実施してきた取組事例を踏まえ「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」(通称: ポジティブリスト)を作成しました。

同リストでは、森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の分野別に、具体的な取組事例を整理しています。例えば、「森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈等の森林整備への補助(上乗せ含む)」、「林道や作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施」、「森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置」など、これまで多くのお問合せを頂いた使途について、改めて実施可能な取組として整理しました。

(本リストはあくまで例示であり、実施可能な取組をリストに掲げた事項に限定するものではありません。)

令和5年6月に、これまでの花粉発生源対策に関連する市町村等の取組も参考に、「市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施」などの取組を追加しました。

[森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について \(通称: ポジティブリスト\) \(PDF: 406KB\)](#) New

(5) 情報誌「林野」による事例紹介

情報誌「林野」において、森林環境譲与税を活用した各地の取組事例を紹介しています。

- | | |
|---------------------------------|--|
| 石川県穴水町 (令和4年4月号) (PDF: 1,317KB) | 栃木県矢板市 (令和4年5月号) (PDF: 1,217KB) |
| 兵庫県神戸市 (令和4年6月号) (PDF: 1,810KB) | 徳島県 (令和4年7月号) (PDF: 1,105KB) |
| 長野県伊那市 (令和4年8月号) (PDF: 1,185KB) | 愛媛県宇和島市、松野町、鬼北町 (令和4年9月号) (PDF: 1,064KB) |
| 岡山県鏡野町 (令和4年10月号) (PDF: 863KB) | 東京都江戸川区 (令和4年11月号) (PDF: 825KB) |
| 岩手県遠野市 (令和4年12月号) (PDF: 909KB) | 静岡県掛川市 (令和5年1月号) (PDF: 913KB) |
| 熊本県 (令和5年2月号) (PDF: 867KB) | 奈良県田原本町 (令和5年3月号) (PDF: 1,822KB) |

(6) シューセキ!

【B7掲載資料-1】

森林経営管理制度の先進的な取組事例に関する情報を都道府県と市町村に提供するため、情報誌「シューセキ！」を発行しています。

森林環境譲与税を活用した各地の取組も掲載しています。

[こちら](#)（森林経営管理制度のページへのリンク）

(7)森林環境譲与税を活用した都市・山村連携に関するアンケート調査

令和4年9月～12月に、全市町村を対象に、森林環境譲与税を活用した都市部と山村部の連携に関するアンケート調査を実施しました。

アンケートでは、森林環境譲与税を活用して都市・山村連携の取組を実施することについて、都市部の114市町村、山村部の364市町村から、「現在、連携の取組を行っており連携先をさらに増やしたい」又は「取組を行っていないが、関心がある」との回答がありました。

また、山村部の市町村から、提供可能な具体的なコンテンツとして、森林整備のフィールド提供や、地元産木材を使った製品等の提供、森林体験プログラムの提供などが挙げられました。

[森林環境譲与税を活用した都市・山村連携アンケート調査\(PDF:187KB\)](#)

5 森林環境税及び森林環境譲与税関係法令等

森林環境税及び森林環境譲与税関係法令（関連リンク：総務省）

[森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）\(PDF:341KB\)](#)

[同法律概要\(PDF:267KB\)](#)

[同法律要綱\(PDF:181KB\)](#)

[同法律新旧対照条文\(PDF:493KB\)](#)

[同法律参照条文\(PDF:394KB\)](#)

[森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）\(PDF:293KB\)](#)

[同政令概要\(PDF:128KB\)](#)

[同政令要綱\(PDF:138KB\)](#)

[同政令新旧対照条文\(PDF:301KB\)](#)

[同政令参照条文\(PDF:314KB\)](#)

[森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成31年政令第88号）\(PDF:146KB\)](#)

[同政令概要\(PDF:131KB\)](#)

[同政令要綱\(PDF:117KB\)](#)

[同政令新旧対照条文\(PDF:237KB\)](#)

[同政令参照条文\(PDF:169KB\)](#)

[森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号）\(PDF:199KB\)](#)

[同省令概要\(PDF:127KB\)](#)

[地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）\(PDF:639KB\)](#)

[同法律概要\(PDF:281KB\)](#)

[同法律要綱\(PDF:314KB\)](#)

[同法律新旧対照条文\(PDF:869KB\)](#)

[同法律参照条文\(PDF:443KB\)](#)

[地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）\(PDF:401KB\)](#)

[同政令概要\(PDF:144KB\)](#)

[同政令要綱\(PDF:209KB\)](#)

[同政令新旧対照条文\(PDF:869KB\)](#)

[同政令参照条文\(PDF:335KB\)](#)

[地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）\(PDF:333KB\)](#)

[同省令概要\(PDF:158KB\)](#)

【B7掲載資料-1】

[同省令新旧対照条文\(PDF:1,120KB\)](#)

[改正後の様式（改正箇所のみ）\(PDF:4,532KB\)](#)

[地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正について（令和2年総税都第14号）\(PDF:151KB\)](#)

[同通知別添\(PDF:436KB\)](#)

[地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正について（令和2年総税市第17号）\(PDF:150KB\)](#)

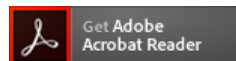
[同通知別添\(PDF:330KB\)](#)

お問合せ先

森林整備部森林利用課

ダイヤルイン：03-6744-2126

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

[くらし・環境](#)[防災・防犯](#)[健康・福祉・
子ども](#)[スポーツ・
教育・文化](#)[観光・産業・
しごと](#)[まちづくり](#)[県政・
お知らせ情報](#)[組織・業務](#)

現在位置：[トップページ](#) > [観光・産業・しごと](#) > [森林・林業](#) > [森林を育てる](#) > [森林環境譲与税](#) > [森林環境税及び森林環境譲与税について](#)
担当所属：[県庁の組織一覧](#) > [農林水産部](#) > [森林・林業経営課](#)

森林を育てる

[三重の森林（もり）ひろば](#)[環境林整備事業](#)[造林・間伐事業](#)[林道事業](#)[林業の担い手の確保](#)[森林経営管理制度](#)[森林環境譲与税](#)[その他事業](#)

森林環境税及び森林環境譲与税について

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号、以下「法」と言います）が、平成31（2019）年3月に成立・公布されました。

これを受け、平成31（2019）年度から森林環境譲与税が国から市町と県に譲与されています。法では、森林環境譲与税の使途が定められており、市町と県は、法の規定に基づいて森林環境譲与税を財源とした施策を展開しています。

また、令和6（2024）年度からは、国内に住所のある方には、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を森林環境税として納めていただくこととなります。この森林環境税は、国を通して全国の市町村と都道府県に森林環境譲与税として配分されます。

法が定める森林環境譲与税の使途について

法第34条では、森林環境譲与税の使途について、次のように定められています。

第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- 2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
 - 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第1号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
 - 三 前項第2号に掲げる施策

三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方について

県では、平成31（2019）年度から森林環境譲与税が譲与されることを見据えて、平成30（2018）年度において県内市町とともに森林環境譲与税活用の方向性についての協議を重ねてきました。

これら協議の結果や、平成31（2019）年2月8日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」が閣議決定されたことを踏まえ、平成31（2019）年2月13日付けで「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」を定め、市町と共有したところです。

[三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方について（pdf:405kb）](#)

[＜参考＞森林環境譲与税の使途事例（みえ森と緑の県民税との対比）（pdf:254kb）](#)

県の森林環境譲与税を財源とした施策について

県では、法第34条第2項の規定並びに「三重県における森林環境譲与税（仮称）活用についての基本的な考え方について」に基づき、森林環境譲与税を財源とした施策を展開しています。

各年度の施策の状況

各年度の施策（予算ベース）は、次のとおりです。

令和元年度の施策（12月補正予算ベース）（pdf:88kb）

令和2年度の施策（当初予算ベース）（pdf:6kb）

[令和3年度の施策（当初予算ベース）（pdf:62kb）](#)

[令和4年度の施策（当初予算ベース）（pdf:95kb）](#)

県の森林環境譲与税基金について

県では、令和元（2019）年7月2日に三重県森林環境譲与税基金条例を公布・施行しました。国から譲与される森林環境譲与税を三重県森林環境譲与税基金に積み立て、法第34条第2項に定める施策に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところによって処分（取り崩し）できることとしています。

[三重県森林環境譲与税基金条例（pdf:50kb）](#)

基金積み立て・取り崩しの状況

令和3年度における三重県森林環境譲与税基金の積み立て・取り崩しの状況は、次のとおりです。

[三重県森林環境譲与税基金執行状況（pdf:50kb）](#)

県の森林環境譲与税の使途に関する事項の公表について

法第34条第3項では、県知事は、「地方自治法第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。」とされています。

森林環境譲与税の使途に関する事項の公表

各年度における県の森林環境譲与税の使途は、次のとおりです。

[令和元年度](#)

[令和2年度](#)

[令和3年度](#)

関連リンク

[森林環境税及び森林環境譲与税（林野庁ホームページへのリンク）](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 農林水産部 森林・林業経営課

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁6階）

電話番号：059-224-2564 ファクス番号：059-224-2070 メールアドレス：shinrin@pref.mie.lg.jp

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

| | | | |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| お求めの情報は充分掲載されていましたか？ | <input type="radio"/> 充分だった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 足りなかった |
| このページの内容や表現は分かりやすかったですか？ | <input type="radio"/> 分かりやすかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 分かりにくかった |
| この情報はすぐに見つけられましたか？ | <input type="radio"/> すぐに見つかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 時間がかかった |

送信する

【B7掲載資料-2】

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.